

外国人のための無料労働相談会法律相談会



1. 日 時 2022年6月23日（木）午後1時～午後4時

※お申し込みは下記の電話番号またはメールアドレスまでお願いします。
す。申し込みの電話は日本語のみの対応になります。

TEL:043-297-0245

ied@ccb.or.jp (件名に「相談会申込」と記入ください)

2 相談方法 千葉県国際交流センターにて対面での相談となります。

千葉県美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟14階
場所の詳細は右のQRコードを参照



3. 相談対象者 外国籍の方（就労資格がない方も対象です）

4. 相談内容 (1) 労働トラブル全般

「給料、残業代を払ってもらえない」「理由なく解雇された」

「コロナウィルスを理由に解雇された」嫌がらせを受けて困っている」

「工作中に事故にあってしまった」 等

※当日は千葉労働局職員も相談内容に応じて対応予定です。

(2) 一般の法律相談

労働相談が優先ですが、一般の法律相談も受け付けます。

5. 通訳（予定）英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語（上記以外の言語でも民間通訳会社が提供する遠隔通訳を利用できる場合があります）

6. お 願 い (1)雇用契約書、給料明細などの書類があればご持参下さい。

(2)一般の法律相談でも関連する資料等をご持参下さい

7. 主 催

千葉県弁護士会

公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー千葉県国際交流センター

8. 後 援 千葉労働局